

PFI/PPP 事業における
ベストパートナーシップガイドライン
に関する研究

中間報告書

2012年12月

土木学会建設マネジメント委員会
インフラ PFI/PPP 研究小委員会
ベストパートナーシップガイドライン研究部会

はじめに

2011年6月にPFI法改正法が公布され、今後は2020年までにこれまでの2倍の事業規模にPFI事業を拡大するとされているが、インフラ整備を伴うPFI/PPP案件は未だほとんど事業化されていない。わが国の財政状況を見るまでもなく、財政支出価値（VFM）の向上という観点から、適切なPFI/PPPの導入はきわめて重要である。また、土木学会としてもPFI/PPP研究を通じて社会に貢献する責務がある。

元来、PFI/PPPは官民の対等なパートナーシップが形成されていることが基本である。このため、官が民に不合理な要求を押し付けるようなことは厳に慎まなければならないが、現場レベルでは、少なからずこのようなことが起こっているようである。これは、PFI/PPP事業が長期契約となるのが常であり、事業期間中に種々の問題が生じるのは当然であるのにも関わらず、官民双方がすべての段階で不完全性、不完備性があることを認識していないことに起因するものと考えられる。

2011年度にベストパートナーシップガイドライン研究部会を立ち上げた背景としては、この官民間のベストパートナーシップが破綻するということは、事業そのものが破綻するという認識の下、紛争発生時の解決方法を考えるよりも紛争を未然に防止するための方策を考える必要があると判断したからである。その後、当研究部会において、各事業段階毎に官民双方が紛争を未然に防止するための留意点について取りまとめを行ない、その成果を建設マネジメント委員会の研究成果発表会等で公表してきている。

一方、東北復興エリアにおいて、大規模なインフラ整備事業を民間企業に委託する動きがある。当研究部会ではこれに対しても、官民間におけるベストパートナーシップは必要不可欠という理念の下、事実上の設計・施工一括での発注方式や、品質や工期等を確実に確保するための官民双方の監理体制についても議論を行った。もちろん、本中間報告書で示した考え方は、数多ある選択肢の内の一つである。したがって、実際の事業への適用を考えるにあたっては、各事業の状況に合わせ、適宜、アレンジしていくことを考えて頂きたい。

2012年12月

(社) 土木学会 建設マネジメント委員会
インフラPFI/PPP研究小委員会
ベストパートナーシップガイドライン研究部会
部会長 渡会英明

(社) 土木学会 建設マネジメント委員会
インフラ PFI/PPP 研究小委員会 ベストパートナーシップガイドライン研究部会

主 査 渡会英明 (建設技術研究所)
委 員 高木 智 (大日コンサルタント)
委 員 佐藤良一 (鹿島建設)
委 員 茶木 肇 (戸田建設)
委 員 小林 修 (戸田建設)

目次

はじめに	1
第1章 紛争の未然防止のための各事業段階における方策	4
第1節 事業者募集段階までにおける紛争未然防止策	4
第2節 契約締結段階までにおける紛争未然防止策	7
第3節 設計・建設段階以降における紛争未然防止策	9
第2章 紛争解決のための方策	12
第3章 ベストパートナーシップを最大限発揮させるための発注方式	14
第1節 事業方式の提案	14
第2節 事業者側の工事監理体制の提案	15
第3節 発注者側の工事監理体制の提案	16
第4節 基本協定書雛形の検討	未稿
第5節 募集要項雛形の検討	未稿
第6節 審査基準雛形の検討	未稿
第4章 民間事業者に対するアンケート調査	未稿
第5章 東北被災自治体に対するアンケート調査	未稿
おわりに	17
参考文献	18
資料編(CMR および工事監理者の職務)	19

第1章 紛争の未然防止のための各事業段階における方策

第1節 事業者募集段階までにおける紛争未然防止策

(1) PFI/PPP 導入可能性調査段階

PFI/PPP の可能性調査は、文字通り、ある特定の公共事業に対し、PFI/PPP の導入が適したものであるかどうかを判断するために行うものである。よって、本来は、この可能性調査の前に、PFI/PPP の導入の如何に関わらず、事業発注者としてどのような事業を行いたいのかを明確にされていなくてはならないのであるが、往々にしてこれらの議論が十分に行われないうまま、いきなり VFM の計算に終始してしまう例が多い。このため、続く事業者募集の段階になって事業の方向性そのものに対する議論に逆戻りしたり、定まらないこと、不透明なことすべてが民間事業者の負担になったりすることが少なからず見受けられる。

この段階から官民間のベストパートナーシップを構築していくためには、この導入可能性調査は、事業の基本計画の作成を中心とすべきであり、いっそ、PFI/PPP の導入を想定しているのであれば、民間事業者との対話を積極的に行いながら、事業の基本計画を共に作成していくこととすれば良い。すなわち、PFI/PPP の可能性調査と言いながら、実際には、この段階で官民共同で事業の中身を詰めていくということである。この意味において、この PFI/PPP の可能性調査段階は、その後のステップを考えると極めて重要な段階と位置付けられる。

この段階における作業項目としては、まずは、発注者としての事業に対する意思を示す要求水準書(素案)を作成し、これを具体化した例として基本計画(ハード&ソフト)を提示し、民間事業者に対するヒアリング等による対話を行うことによって、その事業の具現化の可能性について把握を行うこととなる。必要に応じて、提示した基本計画を適宜修正し、その具現性を高めていくことも重要な手続きである。もちろん、関連所轄官庁との条件整理(消防、下水、道路、緑化など)も発注者自らがを行い、後工程で余計な後戻りが生じないようにすることも必要である。もちろん、民間側に提示する基本計画は、敷地形状や面積も一定の精度を持ったものでなくてはならないので、測量、地盤調査などはこの段階までに終えていなければならない。また、技術的な面においても、複数の手段によるクロスチェックがなされていることが望ましい。

そして VFM の算定結果は、極論すればその結果にとらわれるべきではない。計算に至る条件設定は多分に主観的であるし、恣意的な結果を生むための一定の仮定によるものであるからである。何よりも重要なのは、VFM そのものではなく、PSC と PFI/LCC の数字そのものである。それらの数字が導かれた条件、官民役割分担、リスク分担が明確になっており、これらの条件が民間事業者にも開示されていなければ、後々、紛争の火種につながる。

そしてでき得れば、これらの数字が、費用対効果分析マニュアルのように、統一されたフォーマットで表現されることは、ベストパートナーシップを構築するためにも良い結果を生むことにつながる。

表-1 PPP/PFI 可能性調査段階における調査項目例

項目	内容
(1) 前提条件の整理	①敷地与条件、法規制等の整理
	②設計・建設上の制約条件の整理
	③運営制約条件の整理
	④維持管理上の制約条件
(2) 基本計画の策定	①事業(施設)の基本コンセプトの確認
	②施設計画の策定
	③事業運営計画の策定
	④維持管理計画の策定
	⑤事業のスケジュール検討
(3) 総事業費の算定	①従来方式による事業費の算定
	②公共側資金調達コストの算定
(4) 民活導入範囲の検討	①業務分担の検討
	②リスク分担の検討
(5) 要求水準書(素案)の検討	①民間に委託する業務項目(ハード面)とレベル設定
	②民間に委託する業務項目(ソフト面)とレベル設定
(6) 事業スキームの検討	①事業方式の検討
	②事業期間の検討
(7) 民間側の事業採算性の検討	①民間側資金調達コストの算定
	②投資～採算性を考慮したサービス購入費等の設定
(8) 民間事業者の参入可能性調査	①基本計画、事業費、サービス購入費等の確認
	②事業参入意欲の調査
(9) VFM の検証	①定量的評価の実施
	②定性的評価の実施
(10) スケジュールの検討	事業者の募集段階から契約締結までの一連のスケジュールについて検討

(2) 事業者募集段階

PFI/PPP の可能性調査の結果、PFI/PPP により事業を実施する方針が決定されたならば、これを対外的に公表することになる。この段階においても、ベストパートナーシップ構築のために実施できる手続きは数多くある。

具体的には、可能性調査段階において作成された要求水準書(案)を公表し、これを説明するための基本計画図や参考図書を提示する。基本計画図も場合により複数案を提示する方が相互の理解を高めることに役立つ。この上で、要求水準書(案)の具現性の確認のために官民対話の実施をすることも効果的である。

次に、いよいよ PFI/PPP により事業を実施することが決定されたならば、事業に係る予算を確保し、特定事業の選定・公表の後に事業者募集の手続きに入ることになる。ベストパートナーシップ構築のためには、例えば、現地説明会による事業予定地の関連情報の提供や、同種施設の事例視察会によるグレード感の共有を行うことは、官民間におけるスコープオブワークの認識の違いを埋めることに役立つ。

そして、仮に競争的対話などを通じて、公表された要求水準書や契約書(案)を変更したりさらに詳述した方が望ましいと判断された場合には、躊躇なくこれらの改正版を公表すべきである。特に、いったん公表したものに対する変更は発注者側の心理的抵抗があることは否めないが、公募段階までに完璧なものができるはずもないし、そもそも、要求水準書や契約書(案)は、不完全性、不完備性があることを官民双方が認識しなくてはならない。

一方、民間事業者の提案書作成時における注意点としては、要求水準書を超える提案を行うわけであるから、その提案を入札価格の中で行う場合には「〇〇します。」、実施が不透明またはオプションの場合には、「〇〇することを検討します。」または「別途有償ですが〇〇します。」と実施の条件を明確にしなければならない。そもそも、提案書は、官民双方が自分の都合の良いように考えがちであり、提案そのものに不完全性、不完備性があることを双方が認識しなくてはならない。

第2節 契約締結段階における紛争未然防止策

(1) 契約交渉段階

PFI/PPPの事業契約は、落札者決定後1～2ヶ月の間に締結されることとなるが、SPCが資金調達を行う金融機関と国または地方公共団体の間で締結される直接協定は、設計・建設段階に契約交渉が行われることとなる。直接協定は、事業契約書本体に加え、サービス購入費の債権質権設定契約書、同債権質権設定承諾契約書が数十ページにわたることが通例であり、これら契約関係の交渉は、外部アドバイザーと弁護士との協力の下で行われることが一般的である。この契約交渉は、状況により、国または地方公共団体にとって最も難易度が高く、外部の専門家の協力を得ずに進めることは不可能な場合も多い。

ここで、契約書は、不完全性、不完備性があることを官民双方が認識しなくてはならない。特に、民間事業者からの提案を受ける前に公表した契約書(案)では、実際の提案内容と齟齬があつて当然である。事前に公表している契約書(案)は、あくまでも官民間における業務分担やリスク分担の基本的な考え方を示しただけであり、契約書(案)に記載されていない事項については、官民間で十分な摺り合わせを行わなければならない。

一旦、公表している契約書(案)を修正することへの抵抗感がある発注者の場合は、契約書とは別途、協定書等を作成して合意内容の文章化をしておかなければならない。事業期間が長期に渡るPFI/PPPの場合は、契約時の官民双方の担当者がそのまま供用開始後にもその事業に関わり続けることは稀であるからである。このため、契約締結に向けての交渉段階においては十分な時間的余裕が必要となる。

(2) 金融機関の役割

この段階における金融機関としての役割は、当初の契約書(案)や要求水準書からの変更に伴う官民間のリスク分担の明確化、提案時には予期できなかったリスクが顕在化した場合のリスク分担方法、民間事業者が契約不履行となった場合のペナルティ算定方法の明確化など、数多くのものが考えられるが、基本的には、これらは事業提案の段階においてそのほとんどが確認できるものであり、契約締結の段においてこれらの一つ一つ始めれば、官民間におけるベストパートナーシップの構築を阻害する。発注者側から見れば、この段階までに多くの官民対話を続けてきているわけであるから、この段階であれやこれやと言いつことは、神経を逆なでするのである。遅いということである。

むしろ、契約締結の交渉を進める中で、特に発注者側からの事業変調の予兆の把握、事業変調した場合の対処方法の検討を行うとともに、必要資金調達額を変更せざるを得ない場合のスタンドバイローンの設定、コミットメントフィーや手数料等の確認が必要となる。また、融資関心表明書(LOI)や融資確約書をこの段階までに提示している場合には、これらの効力についても確認を取ることが必要となる。

このように、官民間でベストパートナーシップを醸成している段階において、第三者的に金融機関が介入してくると、これが時としてマイナス要因として働く場合がある。金融機関

は事業を監視する立場にあるというが、あくまでも貸付金の絶対的安全な回収方策を第一に考えるので、官民双方が意図しないケースばかり言及することになる傾向が高い。このような状態が続くと、資金調達は官側が行うことがベストという議論にますます拍車がかかるであろう。

第3節 設計・建設段階以降における紛争未然防止策

PFI 事業では、民間事業者 (=SPC) が設計会社、建設会社及び維持管理会社に設計、建設及び維持管理を委託することになるため、SPC が自らの責任で設計監理、工事監理及び維持管理業務の監理を行い、要求水準書等に定められた品質及び性能を確保しなければならない。しかし、PFI 事業と言えど公共事業であることは変わりなく、事業発注者である国または地方公共団体は、民法 717 条に定める土地工作物責任を有する。加えて、施設の所有権の有無にかかわらず、完成された施設は国家賠償法第 2 条に定める「公の営造物」にあたるものと考えられるのが妥当であり、施設の設置または管理に瑕疵があり、第三者に何らかの損害を与えた場合には、国または地方公共団体に第一義的に賠償責任が生じると考えられる。したがって、PFI 事業の場合は、施設の引渡し及び維持管理段階における品質及び性能の確保が重要な課題となり、このためには、設計、建設及び維持管理の各段階における第三者の専門家を含めた国または地方公共団体側のモニタリングが極めて重要となる。

一方、設計、建設、維持管理の各段階においてモニタリングを実効的に実行していくことは、VFM を向上させる源泉そのものにもつながる。例えば、設計段階において、国または地方公共団体と SPC との間では、契約金額の範囲内で交渉を重ね、より良い事業の実現を目指して努力を積み重ねている事例も少なくない。これはすなわち、民間事業者の公募段階では予見できなかった品質やサービスの向上策を SPC 側の提案により積極的に取り入れるものであり、これそのものが VFM の源泉となるものである¹⁾。

PFI 事業は民間事業だから公共側が口を出してはいけないとか、一旦公募して当選した事業計画だからこれを変更できないというのでは、PFI の最大のメリットを自ら摘み取っているものだといっても過言ではない。

(1) 設計段階

民間事業者が実際の設計業務に取り掛かる前に、要求水準書（官側発信）と提案書（民側発信）のすり合わせを行い、官民共同で、ハード面、ソフト面での事業の仕様書を作成しなければならない。

必然的に要求水準書と仕様書の内容が異なってくるが、提案書の内容は要求水準書のレベルを超える内容、もしくは要求水準書に記載されている内容をより具体的に提案したものであるため、仕様書=要求水準書+提案書とも言える内容とならなければならない。ただし、発注者側が欲しくない提案項目があった場合には、仕様書にその内容を盛り込む必要性はなく、その分の減額交渉を行うか代替案を求めても良い。反対に、要求水準書に不都合、不透明な部分があった場合には、この段階で仕様書に反映することとなる。当然、要求水準書よりも仕様書の方が優先するのである。

設計図面等の設計図書が出来上がっていく過程において、発注者は実施設計等の内容が仕様書を満足するものであるかについて確認していくこととなり、これを設計モニタリングと呼んでいる。このモニタリングの中で、併せて安全性の確保、環境の保全等の観点から示方

書等の基準書に準拠しているかについても確認していくことになる。

発注者側で専門技術者が不足する場合には、外部アドバイザー等の第三者の専門家を交えて検査・立会等を主体的・能動的に行う必要があるが、このためには、発注者側自らがSPCとの間で合意された仕様書の内容や、ペナルティ条項などを含む事業契約の内容の詳細を掌握しておく必要性があり、場合により、外部弁護士等の協力を得ながら設計モニタリングを進めていくことになる。

設計が進む中で、往々にして仕様書の中身では不都合な事が生じてくる場合がある。この場合、仕様書を変更していくこととなるが、後々の紛争のタネとならないように仕様書の改訂版を官民双方で書類上で合意しておくか、仕様書の内容が設計図書には一部反映されない旨の文章を経緯説明とともに紙に残しておくべきである。もちろん、設計段階における仕様変更が生じないようにするのが原則であり、すなわち契約交渉段階で十分な摺り合わせを行うが必要となる。

(2) 建設段階

PFI 事業の場合において、意図せず、建設費の変更を伴う形で仕様書の変更が必要になった場合には、金額の増減表を用いながら契約金額内での合意を目指すことになる。

この中で、各段階における設計図書の提出時期と確認プロセスの方法を事前に明確にしておく必要がある。特に建設費の増減があった場合には、民間側の資金調達コスト（金融機関手数料等）も増減してしまうことがあるため、設計変更協議のプロセスとタイミングを予めルールとして確定させておくべきである。

この段階では、発注者は、計画・設計内容を反映した施工状況・工程について監視し、問題が発生した場合には、事業契約に基づき、その是正を求めることとなる。具体的には、工事着手前に施工計画・工事管理体制等を確認するとともに、工事着手後は定期及び随時に施工状況の確認を行い、さらに完工時には仕様書との整合や完成状況について確認し、問題が発生した場合には、請負者側に対し是正勧告を出すこととなる。

(3) 維持管理運営段階

PFI 事業については、要求水準書の内容や事業者側の提案が適正に履行されているかを発注者側で監視する必要がある。具体的には、施設の保守管理業務等の履行の確認をはじめとして、業務全般を監視し、不具合な事項が生じた場合は是正を指示するとともに、場合によっては、ペナルティを科すことにもなる。また、定期的に事業者の経営状況（財務状況）の監視と指導を行う必要もある。

これらの業務を実施するについては、各施設の維持管理に関する専門知識、事業者との契約関係などの法律の知識、企業の財務状況の確認に関する知識等が求められる。そこで、公平な立場で専門知識を持つ外部コンサルタント等に業務の支援を委託することも効率的である。

維持管理運営開始後においても、仕様書の変更が必要になった場合には躊躇なく対応すべきである。維持管理運営に関する仕様書は随時あるいは定期的に見直しを行い、官民間で合意された仕様書を基に双方が合意されたタイミングで支払い条件の変更を実施すべきである。これは、事業に着手する遥か前段階において、維持管理運営の仕様を事前に詳細に決められるはずがないからである。

なお、施設が供用開始した直後では、国または地方公共団体側と SPC 側の間で業務の運用上の仕組みがまだ十分でないことから、外部コンサルタント等の支援を受けながら、数年程度で国または地方公共団体単独によるチェック体制とその仕組みを築くことで、長期にわたる維持管理モニタリングを確実に行っていけるようになることとする。

第2章 紛争解決のための方策²⁾

(1) 建設工事紛争審査会の活用

建設工事の請負契約をめぐる紛争の解決には、建設工事に関する技術、行政、商慣行などの専門的知識が必要になることが少なくない。建設工事紛争審査会は、こうした建設工事の請負契約をめぐる紛争につき、専門家による迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法に基づき、国土交通省（中央建設工事紛争審査会）及び各都道府県（都道府県建設工事紛争審査会）に設置されている。

審査会は、原則として当事者双方の主張・証拠に基づき、民事紛争の解決を行う準司法機関であって、建設業者を指導監督する機関や技術的な鑑定を行う機関ではない。

また、審査会は、当事者の一方又は双方が建設業者である場合の紛争のうち工事の瑕疵（不具合）、請負代金の未払いなどのような「工事請負契約」の解釈又は実施をめぐる紛争の処理を行うことが主務となる。したがって、工事請負契約部分を除くPFI/PPP事業契約に関する紛争、専ら設計に関する紛争、工事に伴う近隣者との紛争、元請・孫請間の紛争などは取り扱うことが出来ない。

(2) あっせん、調停、仲裁の流れ

① あっせん

あっせんは、相対立する当事者に話し合いの機会を与え、第三者が双方の主張の要点を確かめ、相互の誤解を解くなどして、紛争を終結（和解）に導こうとする制度である。

調停と同様に、和解による紛争の解決をめざすものであるが、あっせんは法律的又は技術的な争点が少ない事案に適しており、また、基本的に当事者間の話し合いを促すものであるので、必ずしも「あっせん案」の提示は行われなないことになる。

② 調停

調停は、相対立する当事者に話し合いの機会を与え、紛争解決のための努力を促し、場合によっては調停案を示して、その受諾を勧告することにより紛争を解決しようとする制度である。単に当事者間の話し合いを促すだけでなく、当事者に調停案の受諾を勧告することができる（建設業法 25 条の 13 第 4 項）点であっせんと異なる。

また、あっせんは法律的又は技術的な争点が少ない事案に適し、調停は、法律的又は技術的な争点が多い事案に適していると言える。

③ 仲裁

仲裁は、当事者間の紛争を裁判によらずに第三者である仲裁委員の判断によって解決しようとする制度である。すなわち、紛争の当事者は、紛争解決の手段として裁判所によるのか、あるいは紛争審査会の仲裁により解決するのをはっきりと認識し、かつ定めておくことが大切となる。

仲裁合意は請負契約締結時に使用される標準的な請負契約約款の中に「紛争解決条項」として盛り込まれているのが普通である。最も広く使われている民間（旧四会）連合約款や中

中央建設業審議会作成の標準請負契約約款では、請負契約書の他に別途「仲裁合意書」の様式を設け、当事者が仲裁の制度を十分理解した上で署名押印するようにしている。

仲裁の申請がなされると、仲裁委員の選定がなされて、その仲裁委員による当事者の審尋が行われ、必要に応じて文書（主張書面、証拠）の提出、立入検査、証人尋問、鑑定等が行われる。これらの手続きを経た後、仲裁委員は、その審理の結論を仲裁判断としてまとめ、最後に仲裁判断が当事者に送達されて仲裁事件は終了することになる。

（3）調停等費用の予納制度の提案

紛争処理に要する費用には、申請手数料、通信運搬費、書類・証拠の作成費用、立入検査・証人尋問等の費用があり、原則として紛争当事者がそれぞれ各自の出費分を負担する事になっている。

申請手数料については、例えば、請求する価額が1億円の場合、以下ようになる。

あっせん：10,000（万円）×10円+23,000円=123,000円

調停：10,000（万円）×25円+23,500円=273,500円

仲裁：10,000（万円）×60円+60,000円=660,000円

PFI/PPP事業契約においては、通常、契約に関する紛争については、第一審の専属管轄裁判所を定めているのが一般的であるが、建設工事の請負契約に関する紛争に関しては、この紛争審査会の仲裁により解決を図るのも選択肢の一つである。この場合、調停費用をベースに考えて、予め官民の両方が、契約金額の数%を留保（予納）しておくのも一考であろう。

第3章 ベストパートナーシップを最大限発揮させるための発注方式

第1節 事業方式の提案

東北の復興エリアを抱える関係自治体からは、復興事業の早期着手・早期完了という主旨に則り、事業の初期段階から設計、施工、維持管理運営段階までに必要とされる能力を有する民間事業者が継続的に一貫して事業を行うことが可能な発注方式の提案が求められている。すなわち、計画・設計から施工までの各業務をできるだけ分断せず、多くの民間企業のアイデアを随時取り入れながらも、手戻りのない形でシームレスに事業を進める方式である。

一方で、自治体職員の不足を補完し、復興事業を迅速にかつ一貫した事業推進と高い品質を確保するためには、本来、発注者側で行わなくてはならない監督・検査業務の一部分を外部民間企業に委託する方式（発注者支援業務、CM方式）も有効な解決手段の一つであると考えられている。このCM業務を行う者（CMr）は、実施設計、許認可取得、コスト、工事監理について十分な経験とノウハウを有し、発注者の意図をよく理解し、確実に業務を実施できる者であることが要求される。

これらに配慮した事業フローを図-1に示すが、設計・施工一括業務を請負う者および発注者側CM業務を受託する者を決定するにあたっては、プロポーザル方式や総合評価方式を導入し、金額の多寡ではなく、金額以外の提案内容を重視して決定することが望ましい。その際、予定価格を如何に設定するかがカギとなるが、議会の適切な関与を求めた上で、政府としてのガバナンスを確保していく仕組みとしていくことが必要となる。

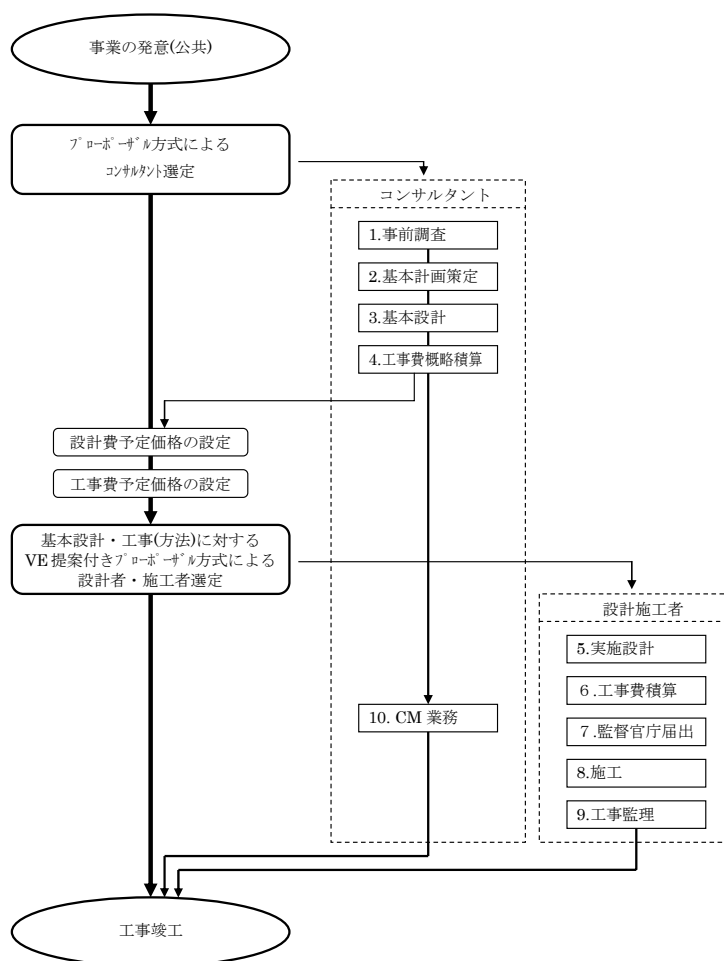


図-1 CM+DBによるシームレスな事業方式

第2節 事業者側の工事監理体制の提案

発注者から直接建設工事を請け負った請負業者は、発注者に対して工事の着手段階から完成までのすべての責任を負っている。建設業法等においては、これら請負者としての責任を果たしていくために、現場代理人、主任技術者(監理技術者)、品質証明員、安全衛生責任者等の責務がそれぞれ定められている。

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、請負人の代理人として工事現場の取り締まりを行い、工事の施工および契約関係事務に関する一切の事項を処理する責任者である。

主任技術者(監理技術者)は、施工の技術上の管理をつかさどる責任者のことで、施工計画、工程管理、品質管理その他の技術上の管理および当該建設工事の施工に従事する者に対する技術上の指導監督を行う責務がある。

品質証明員は平成8年度に創設されたものである。契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり品質証明を行う責任者であり、設計図書等に品質証明の対象工事と定められた場合には設置が必要である。

総括安全衛生管理者(安全管理者)は、一定以上の数の労働者を使用する場合、労働安全衛生法により選任しなければならない、労働者の安全衛生の確保、労働災害の防止等に関する事項を統括管理する責任者である。

表-2において、これらそれぞれの責任範囲を概略整理したものを示すが、同一の人格が、品質管理、工程管理、安全管理といった請負者としての責任項目を網羅的にカバーしているわけではない。このため、例えば、請負者は同一であるが、区域内に複数の工事契約がある場合は、それぞれに現場代理人および主任技術者(監理技術者)の設置が建設業法上は必要のため、少なくとも発注者や設計者との窓口だけでも一元化する必要がある。

そこで同小委員会では、建築工事の場合を参考に、請負者として実施しなければならない各管理項目に対して網羅的に指導・助言等を行う「工事監理者」を新たに設定し、この工事監理者の職務範囲を仕様書の形で整理を行った。

表-2 事業者側の工事監理体制

	工事監理者	現場代理人	主任技術者 監理技術者	品質証明員	安全衛生責任者
品質管理	■	—	◎	○	—
工程管理	■	—	◎	—	—
安全管理	■	—	—	—	◎
対外調整	■	—	—	—	—
設計者調整	■	—	—	—	—

凡例：■指導/助言、◎実施責任者、○補助責任者

第3節 発注者側の工事監理体制の提案

PFI/PPP 事業または設計・施工一括発注であるか否かに関わらず、請負者は自らの責任で設計及び工事の管理を行い、仕様書等に定められた品質及び工期を遵守していかなければならない。このため、発注者側としては、事業の各途中段階における品質の確保が重要となり、そのためにはモニタリングの実施が必要不可欠となる。

一方、モニタリングを実効的に実行していくことは、VFM を向上させる源泉そのものにもつながる。例えば、設計段階において、発注者と請負者との間で、契約金額の範囲内で交渉を重ね、より良い事業の実現を目指して努力を積み重ねている事例も少なくない。

発注者側で専門技術者が不足する場合には、外部アドバイザー等の専門家を交えてモニタリングを主体的・能動的に行う必要がある。この発注者側としての CMr は、工事の品質、工期、安全の確保を図ることが第一の責務となるが、請負者側の工事監理者等とは自ずと立場が異なるため、同小委員会において、その職務範囲について整理を行った。

おわりに

本中間報告書では、PFI/PPP 事業の各実施段階において、官民双方が紛争を未然に防止するための留意点について取りまとめを行なった。議論を進めるにあたっては、理念的、理想論的な話しとするのではなく、官民双方の生の声を極力反映させながら、実践的、現実論的な話しとなるように心がけた。

一方、東北復興エリアでの適用を考え、現場レベルでは非常に注目されている CM 方式や DB 方式に関する議論も行った。本中間報告書の段階においては、官民間における協定書や契約書のあり方、設計・施工者を募集する際の募集要項、審査基準の雛形等に関しては公表できるレベルに達していないが、同種の事業の導入を予定している自治体からは一刻も早く公表してほしいとの要望が寄せられているため、これらの自治体とも議論を重ねながら、近々、研究小委員会として具体的な提言を行う予定である。

なお、本報告書は当研究部会の文責のもとに作成したものであり、土木学会、あるいは、建設マネジメント委員会の正式の見解を示しているものではない。

また、各項目の内容は部会での議論に基づいており、とりまとめ担当者の個人的な意見や見解を示しているものではない。従って、とりまとめ担当者においても、その担当箇所での記述は、その所属する機関等の見解等とは独立のものである。

参考文献

- 1) 渡会英明：PFI 事業における VFM の再定義，第 28 回建設マネジメント問題に関する研究
発表・討論会，4P，2010
- 2) 国土交通省ホームページ：「建設工事紛争審査会とは」
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000155.html

資料編

(CMR および工事監理者の職務)

項目	発注者側CMRの職務 「公共事業の品質確保のための監督・検査・成績評定の手引き」より整理	受注者側工事監理者の職務	受注者側監理技術者の職務 「土木工事共通仕様書」より抜粋
特記事項	業務に関する指示・承諾・協議・提示・通知・連絡等については、工事監理者を通じて実施する。	下記事項のうち、監督職員等への承諾・協議・提出・提示・報告・通知・連絡・納品等については、工事監理者を通じて実施する。また、監理技術者は、工事監理者と同行する必要がある場合、または資料等の作成の指示があった場合については、協力しなければならない。	
1. 契約内容の確認	<p>(1) 契約図書の内容の把握 契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。</p> <p>(2) 施工体制の把握 現場代理人の常駐性、主任技術者または監理技術者の専任性、配置技術者の保有資格等の確認及び技術者の適正な配置を確認する。施工体制台帳及び施工体系図の確認を行う。</p> <p>(3) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知 下記項目の事実を発見したとき、又は請負者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定めるとともに、調査結果を請負者に通知（指示する必要があるときは、監督職員の下での当該指示を含む）する。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ監督職員の承認を受ける。なお必要に応じて、設計担当者等の立会いを求めることができる。</p> <p>① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。 ② 設計図書に誤謬又は脱漏があること。 ③ 設計図書の表示が明確でないこと。 ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。 ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。</p>	<p>右記事項に関する内容の把握及び指導、下記に関する事項</p> <p>(1) 設計図書の照査及び変更等 工事監理者は、設計に係る不都合等が発生した場合、設計者との協議を行った上で必要資料の作成を行い、監督職員等に提出、協議する。</p>	<p>(1) 設計図書間の不整合【共仕第1編 1-1-1】 特記仕様書、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>(2) 施工体制台帳【共仕第1編 1-1-10】 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が3,000万円以上になる場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(3) 設計図書の照査【共仕第1編 1-1-3】 受注者は、施工前および施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p>(4) 設計図書の変更等【共仕第1編 1-1-15】 受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(5) 工期の延長【共仕第1編 1-1-15】 受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(6) 工期の短縮【共仕第1編 1-1-15】 受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p>
2. 施工計画・工事監理計画	<p>(1) 施工計画書の確認 請負者から提出された施工計画書により施工計画の内容を確認する。CMRは、確認の結果、該当工事請負者と調整、検討の必要がある場合は、監督職員の下で、当該工事請負者に対して修正事項を指示する。</p> <p>(2) 工事監理計画書の確認 工事監理者から提出された工事監理計画書により工事監理計画の内容を確認する。CMRは、確認の結果、該当工事請負者と調整、検討の必要がある場合は、監督職員の下で、当該工事請負者に対して修正事項を指示する。</p>	<p>右記事項に関する内容の把握及び指導、下記に関する事項</p> <p>(1) 工事監理計画書の提出 当該業務の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について記載された業務計画書を作成し、監督職員等に提出し、承諾を受ける。</p> <p>(2) 工事監理方法変更の場合の協議 当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、監督職員等と協議する。</p>	<p>(1) 施工計画書の作成【共仕第1編 1-1-4】</p> <p>① 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>② 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>③ 受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。</p>

項目	発注者側CMRの職務 「公共事業の品質確保のための監督・検査・成績評定の手引き」より整理	受注者側工事監理者の職務	受注者側監理技術者の職務 「土木工事共通仕様書」より抜粋
3.事前必要事項の確認	<p>下記の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①工事基準点の確認 ②既設構造物、障害物の把握 ③支給（貸与）品の確認 ④事業損失物件の確認 ⑤請負者が行う官公庁等への届出の把握 ⑥工事区域用地の把握 	<p>右記事項に関する内容の把握及び指導、下記に関する事項</p> <p>(1)監督職員への提出 工事監理者は、原則として、段階確認の立会に同行しなければならない。</p>	<p>(1)工事測量【共仕第1編 1-1-37】 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事中多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(2)支給材料および貸与物件【共仕第1編 1-1-16】 受注者は、支給材料及び貸与物件を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>(3)施設管理【共仕第1編 1-1-33】 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第33条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。</p> <p>(4)関係機関への届出【共仕第1編 1-1-35】 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁およびその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。</p> <p>(5)工事用地の使用【共仕第1編 1-1-7】 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p>
4.施工状況	<p>(1)指定材料の確認 設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いのうえ調査し、又は調査について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は確認を行う。CMRは、確認の結果、該当工事請負者と調整、検討の必要がある場合は、監督職員の下で、当該工事請負者に対して修正事項を指示する。</p> <p>(2)工事施工の立会い 設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。 CMRは、確認の結果、工事請負者と調整・検討の必要がある場合は、監督職員の下で、当該工事請負者に対して改善事項を指示する。</p> <p>(3)工事施工状況の確認(段階確認) 設計図書に示された施工段階において別に定めるところにより、臨場等により確認を行う。</p> <p>(4)工事施工状況の把握 主要な工種について、別に定めるところにより、適宜臨場等により把握を行い記録する。</p> <p>(5)改造請求及び破壊による確認 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要</p>	<p>右記事項に関する内容の把握及び指導、下記に関する事項</p> <p>(1)工事監理者の立会 工事監理者は、原則として、段階確認の立会に同行しなければならない。</p>	<p>(1)工事材料等の検討及び報告【共仕第2編第2節】 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。</p> <p>(2)監督職員による確認及び立会等【共仕第3編 1-1-6】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会願を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。 ② 監督職員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。 ③ 受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。なお、監督職員が製作工場において確認を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。 ④ 受注者は、段階確認一覧表（土木工事共通仕様書記載）に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。 ⑤ 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員

項目	発注者側CMRの職務 「公共事業の品質確保のための監督・検査・成績評定の手引き」より整理	受注者側工事監理者の職務	受注者側監理技術者の職務 「土木工事共通仕様書」より抜粋
	<p>があると認められるときは、監督職員の下で改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>契約に定める規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、監督職員の下で工事の施工部分を破壊して確認する。</p> <p>(6) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し</p> <p>設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、監督職員が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。</p> <p>前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を監督職員と打ち合わせのうえ引渡し等の措置をとる。</p> <p>(7) 建設副産物の適正処理状況等の確認</p> <p>建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか確認する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、請負者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を確認する。</p>		<p>に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。</p> <p>⑥ 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>⑦ 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。</p> <p>⑧ 監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。</p> <p>(3) 施工管理【共仕第 1 編 1-1-23】</p> <p>① 受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。</p> <p>② 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p> <p>③ 受注者は、出来形管理基準および品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。なお、出来形管理基準及び品質管理基準が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>(4) 数量の算出【共仕第 3 編 1-1-7】</p> <p>受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。</p> <p>受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。</p> <p>なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。業務報告書等の提出工事と設計図書との照合及び確認をすべて終了後、業務報告書及び監督職員等が指示した書類等の整備を行い、監督職員等に提出する。</p> <p>(5) 支給材料および貸与物件【共仕第 1 編 1-1-16】</p> <p>受注者は、支給材料及び貸与物件を契約書第 15 条第 8 項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>(6) 建設副産物【共仕第 1 編 1-1-18】</p> <p>① 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>② 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。</p> <p>③ 受注者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>④ 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利</p>

項目	発注者側CMRの職務 「公共事業の品質確保のための監督・検査・成績評定の手引き」より整理	受注者側工事監理者の職務	受注者側監理技術者の職務 「土木工事共通仕様書」より抜粋
			<p>用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>⑤ 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。</p>
5.工程管理	<p>請負者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、あらかじめ作成された総合工事工程計画に適合しているかを評価する。</p> <p>また、確定した工事工程どおりに各工事が進捗しているかどうかについて確認し、総合工事工程に沿っていないことが判明した場合、監督職員の下で、該当工事請負者と調整を検討する。</p>	<p>右記事項に関する内容の把握及び指導、下記に関する事項</p> <p>(1)工区全体工程の作成</p> <p>工事監理者は、複数工事を担当する場合、工区全体の工程を把握するとともに、全体工程を作成し、監督職員等に提出しなければならない。</p>	<p>【共仕第3編 1-1-3】</p> <p>① 受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。</p>
6.対外調整	<p>(1)関連工区との調整</p> <p>関連する2以上の工区が施工上密接に関連する場合は、監督職員と打ち合わせのうえ必要に応じて施工について調整し、監督職員の下で必要事項を請負者に対し指示を行う。</p> <p>(2)地元対応</p> <p>CMRは、委託者が地元住民との間で行う必要のある対応について確認し、その内容を作成する。地元住民との対応については、協議に係わる内容について助言する。</p> <p>(3)関係機関との協議・調整</p> <p>工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を監督職員の下で行う。</p> <p>(4)クレームへの助言</p> <p>委託者、各事業関係者および第三者等との間で生じる一切の紛争の解決は、紛争当事者間で図るものとし、CM業務受託者はその紛争に一切関与しない。ただし、事業に関する紛争で発注者が当事者となっているもので、かつ監督職員等の依頼があるときに限り、事業に関する技術的説明の限度で、監督職員等に助言する。</p>	<p>右記事項に関する内容の把握及び指導、下記に関する事項</p> <p>(1)関連協議の実施</p> <p>工事監理者は、工事期間中、右記に示す関係機関との協議または地元関係協議についての連絡・調整を主体的に行わなければならない。</p> <p>(2)監督職員等への報告</p> <p>工事監理者は、諸手続にかかる許可、承認等を得たときは、その写しを監督職員等に提出しなければならない。</p>	<p>(1)関係機関協議【共仕第1編 1-1-35】</p> <p>① 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。</p> <p>② 受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p> <p>(2)地元関係協議【共仕第1編 1-1-35】</p> <p>① 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>② 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。</p> <p>(3)環境保全【共仕第1編 1-1-30】</p> <p>① 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>② 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。</p> <p>③ 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>④ 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。</p>
7.工事の安全に関する事項	<p>(1)安全パトロール等</p> <p>発注者としての工事事務防止の観点から、工事現場等の安全パトロール、運搬車両の過積載の点検等を行い、未然に事故防止を図る。</p> <p>(2)臨機の措置</p> <p>災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対し臨機の措置を監督職員の下で求める。</p> <p>(3)事故等に対する措置</p>	<p>右記事項に関する内容の把握及び指導</p>	<p>(1)工事中の安全確保【共仕第1編 1-1-26】</p> <p>① 受注者は、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>② 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。</p> <p>③ 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。</p>

項目	発注者側CMRの職務 「公共事業の品質確保のための監督・検査・成績評定の手引き」より整理	受注者側工事監理者の職務	受注者側監理技術者の職務 「土木工事共通仕様書」より抜粋
	<p>事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、担当部所に報告する。</p>		<p>④ 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。</p> <p>⑤ 受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。</p> <p>⑥ 受注者は、安全教育および安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。</p> <p>⑦ 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。</p> <p>⑧ 受注者は、工事施工箇所にて地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。</p> <p>⑨ 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p>⑩ 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事務報告書を提出しなければならない。</p> <p>(2)輸送災害の防止【共仕第1編 1-1-31】 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p>
<p>8.契約担当官等への報告</p>	<p>(1)工事の中止及び工期の延長の検討及び報告 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、監督職員へ報告する。 請負者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し監督職員へ報告する。</p> <p>(2)一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告 工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、監督職員へ報告する。</p> <p>(3)不可抗力による損害の調査及び報告 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を監督職員へ報告する。 損害額の負担請求内容を審査し、監督職員へ報告する。</p> <p>(4)第三者に及ぼした損害の調査及び報告 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、監督職員へ報告する。</p> <p>(5)部分使用の確認及び報告 部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、監督職員へ報告する。</p> <p>(6)中間前金払請求時の出来高確認及び報告 中間前金払の請求があった場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し監督職員へ報告する。</p>	<p>右記事項に関する内容の把握及び指導</p>	<p>(1)工事の一時中止【共仕第1編 1-1-13】 受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(2)不可抗力による損害【共仕第1編 1-1-38】 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。</p> <p>(3)部分使用【共仕第1編 1-1-22】 受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。 なお、土木工事にあつては、中間技術検査による検査（確認）でも良い。</p> <p>(4)中間前金払の請求【共仕第1編 1-1-21】 受注者は、契約書第34条に基づく中間前金払の請求を行うときは、認定を受ける前に土木工事にあつては履行報告書、港湾工事、空港工事にあつては工事旬報を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(5)部分払いの請求【共仕第1編 1-1-21】 受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>

項目	発注者側CMRの職務 「公共事業の品質確保のための監督・検査・成績評定の手引き」より整理	受注者側工事監理者の職務	受注者側監理技術者の職務 「土木工事共通仕様書」より抜粋
	<p>(7)部分払請求時の出来形の審査及び報告 部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行い、監督職員へ報告する。</p> <p>(8)工事関係者に関する措置請求 現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、監督職員への措置請求を行う。</p> <p>(9)契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告 契約に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、監督職員に対して措置請求を行う。 請負者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、監督職員へ報告する。 契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、監督職員へ報告する。</p>		
9.技術検査	<p>(1)検査日の通知 工事検査に先立って、監督職員の指定する検査日を請負者に対して通知する。</p> <p>(2)必要書類の確認 完成検査を行うにあたり、請負者が作成した検査に必要な工事書類がそろっているかを確認する。</p> <p>(3)工事完成検査等の立会 原則として監督職員とともに、工事の完成、既済、完済、中間技術の各段階における工事検査の立会を行う。</p>	<p>右記事項に関する内容の把握及び指導、下記に関する事項</p> <p>(1)工事監理者の立会 工事監理者は、原則として、技術検査の立会に同行しなければならない。</p>	<p>【共仕第3編 1-1-10】</p> <p>① 受注者は、地方整備局工事技術検査要領（平成18年3月31日国官技第282号）に基づく、技術検査を受けなければならない。</p> <p>② 当該技術検査については、「監督職員による確認及び立会等」の規定を準用する。</p>
10.工事監理連絡会	<p>設計図書で「工事監理連絡会」の開催工事であることを明示された場合は、必要に応じて「工事監理連絡会」に参加し、適切に工事が履行されているかを確認する。また、技術的中立性のもとで技術的な内容を助言する。</p> <p>また、監督職員等が請負者及び工事監理者に設計意図を伝達する必要があると判断した場合には、監督職員等の発議により開催できるものとする。</p>	<p>工事監理者は、設計図書で「工事監理連絡会」の開催工事であることを明示された場合は、当該工事の施工業者、設計者、必要に応じて、関係する測量・地質調査を担当した業者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「工事監理連絡会」を必要な時期に開催する。また「工事監理連絡会」の開催に向けて必要となる資料等は監理技術者の協力の下で作成する。</p>	